

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 6年 4月17日

千葉地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 重松孝尚

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 6年 5月 8日 午前 9時00分から 令和 6年 5月15日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 6年 5月22日 午前 9時30分 場 所 千葉地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 6年 6月 5日 午前10時00分 場 所 千葉地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 6年 5月23日 午前 9時00分から 令和 6年 5月27日 午後 4時30分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを 令和 6年 4月17日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和5年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	570,000 456,000		114,000	16,591	3,555
備考					



物 件 目 録

- 1 所 在 館山市下真倉字引田  
地 番 289番2  
地 目 宅地  
地 積 143.31平方メートル



## 物件明細書

令和 5年 9月22日

千葉地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 井上 久美子

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

なし

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

なし

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室等に、別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1	所	在	館山市下真倉字引田
	地	番	289番2
	地	目	宅地
	地	積	143.31平方メートル



令和5年(ケ)第187号  
令和5年6月29日受理  
令和5年9月4日提出

## 現況調査報告書

千葉地方裁判所  
執行官 関根裕幸

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- |   |   |   |              |
|---|---|---|--------------|
| 1 | 所 | 在 | 館山市下真倉字引田    |
|   | 地 | 番 | 289番2        |
|   | 地 | 目 | 宅地           |
|   | 地 | 積 | 143.31平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	未実施（住居表示未実施区域）
<b>土 地</b>	物件1
現況地目	■宅地（物件1）    □公衆用道路（物件　）    □農地（物件　） □雑種地（物件　）    □山林（物件　）    □ □
形 状	□公図のとおり                          ■地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり    □土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者    □その他の者 □上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している □上記の者が駐車場として使用し、占有している ■上記の者が更地の状態で占有している □ □「占有者及び占有権原」のとおり □
その他の事項	3枚目「その他の事項」記載のとおり
執行官保管の仮処分	■ない    地方裁判所                          支部   令和    年（　）第                          号 □ある    [    保管開始日    令和    年    月    日
<b>建 物</b> （目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	<del>□建物図面（各階平面図）のとおり    □土地建物位置関係図のとおり</del>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2枚目)



## その他の事項

### ■ 本土地について

- 1 建物（家屋番号289番2、以下「滅失建物」とする。）の敷地として利用されていたことが見受けられ、現況は雑草や庭木が生い茂る更地の状態となっている（債務者兼所有者に確認できなかったため、滅失建物を取り壊した理由等の詳細は不明である。）。
- 2 南側及び東側は、それぞれ幅員約4メートルの私道（位置指定道路）に接面しているところ、債務者兼所有者は、当該私道について所有権（共有持分）を有していない。
- 3 西側及び北側隣地とはコンクリートブロック及び金属柵で区画されており、北東端部分では境界標と思われるコンクリート杭を確認することもできたため、現況の形状は地積測量図の記載と概ね一致しているものと思料される。
- 4 滅失建物の閉鎖事項証明書によれば、滅失建物は「昭和53年5月26日新築」の木造瓦・スレート葺2階建の居宅であり、「令和2年2月29日取壊し」となっており、建物図面によれば、本土地の概ね西側に存在していたことが伺われる。東側の接面道路沿いには外構（コンクリートブロック及び門扉の一部）が残存しており、玄関アプローチと思われるコンクリート敷き部分も残存しているため、滅失建物の基礎をはじめとする地下埋設物が存在する可能性がある。
- 5 南西端部分には電柱及びその支線（各1本）が設置されており、北東端部分にも支線（1本）が設置されている（東側の門扉周辺にはカラスの死骸が放置されていた。）。
- 6 雑草や庭木の枝葉が周辺隣地及び接面道路に越境しており、一方で、北側隣地上の雑草や庭木の枝葉が本土地に越境している（北側隣地上には老朽化等が顕著な建物が存在している。）。
- 7 評価人の調査によれば、周知の埋蔵文化財包蔵地（長須賀条里制遺跡）の範囲内にあるとのことである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

( 3 枚目)

### 執行官の意見

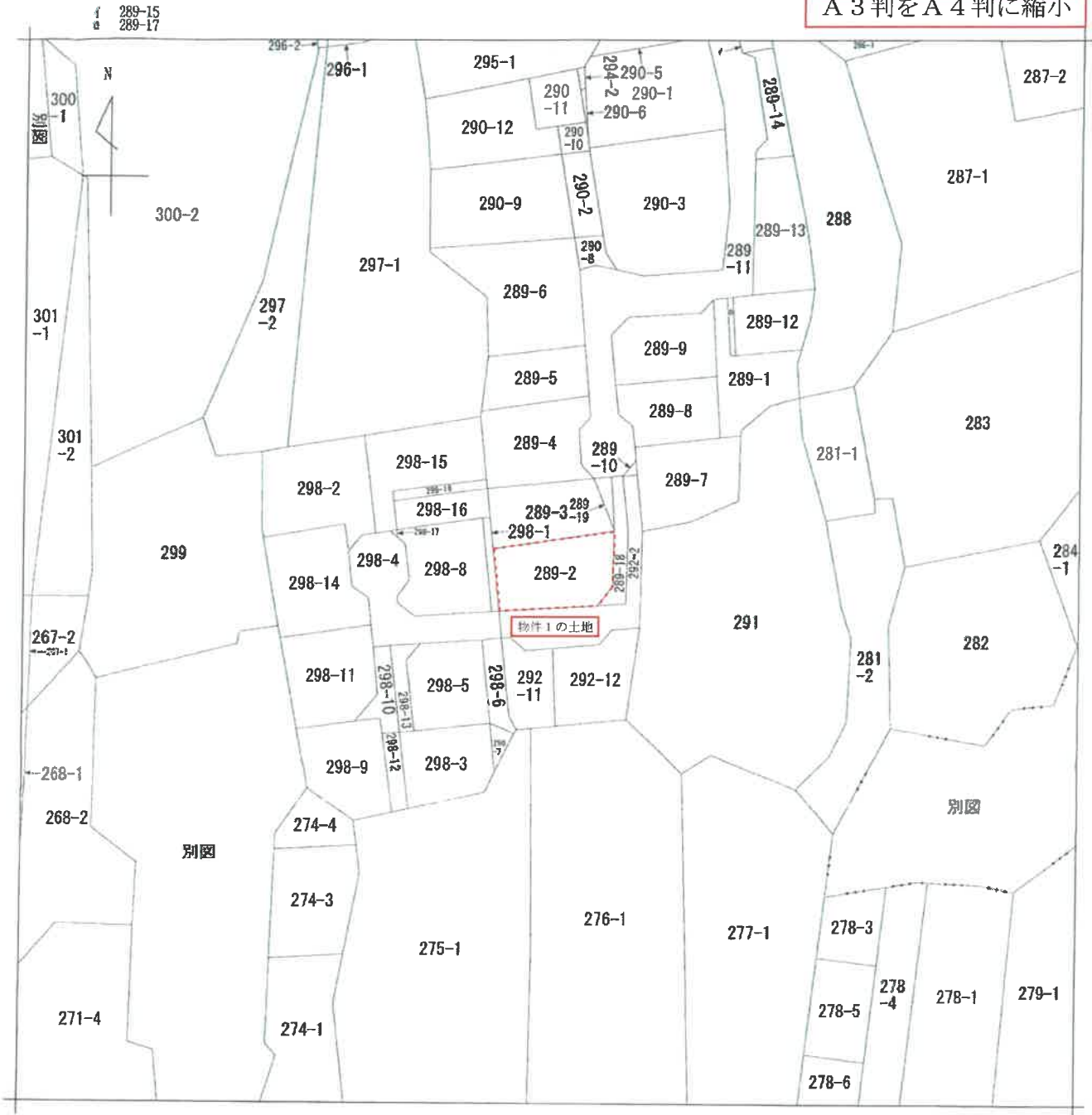
- 1 本件物件の状況は、公図、地積測量図及び添付した写真のとおりである。
- 2 土地上に建物は存在せず、債務者兼所有者とは異なる第三者による占有の徴表も存在しなかった。
- 3 本件物件の占有状況については、以上の状況及び現地調査の結果等から、2枚目記載のとおり認めた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり  
( 4 枚目)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和5年7月27日(木) 14:50 - 15:00	物件所在地	物件確認、占有調査、写真撮影
令和5年7月27日(木) 16:55 - 17:05	千葉地方法務局 館山支局	滅失建物の閉鎖事項証明書及び建物図面(各階平面図)(閉鎖)の交付を請求
令和5年7月28日(金)	当庁執行官室	債務者兼所有者に対し、調査協力依頼文書を郵送(特定記録)(応答なし。)
令和5年8月4日(金) 11:50 - 12:00	千葉地方法務局 館山支局	周辺隣地及び接面道路の不動産登記事項証明書の交付を請求
令和5年8月28日(月) 12:20 - 12:40	物件所在地	現地調査、評価人同行、占有調査、写真撮影
年 月 日 ( ) : - :		
年 月 日 ( ) : - :		
年 月 日 ( ) : - :		
(特記事項)		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

( 5 枚目)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在 館山市下真倉字引田		地番 289番2		
出力尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類 地図に準ずる図面	種類 旧土地台帳附属地図
作成年月日	備付年月日 (原図) 昭和51年11月26日		補事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和5年5月1日  
千葉地方法務局館山支局  
登記官

請求番号: 10-2  
(1/1)

52. 8. 26

昭和52年8月19日	作製年月日	52. 8. 26
作製者	作製者	[Redacted]
製図人	製図人	[Redacted]

土地積測在量図

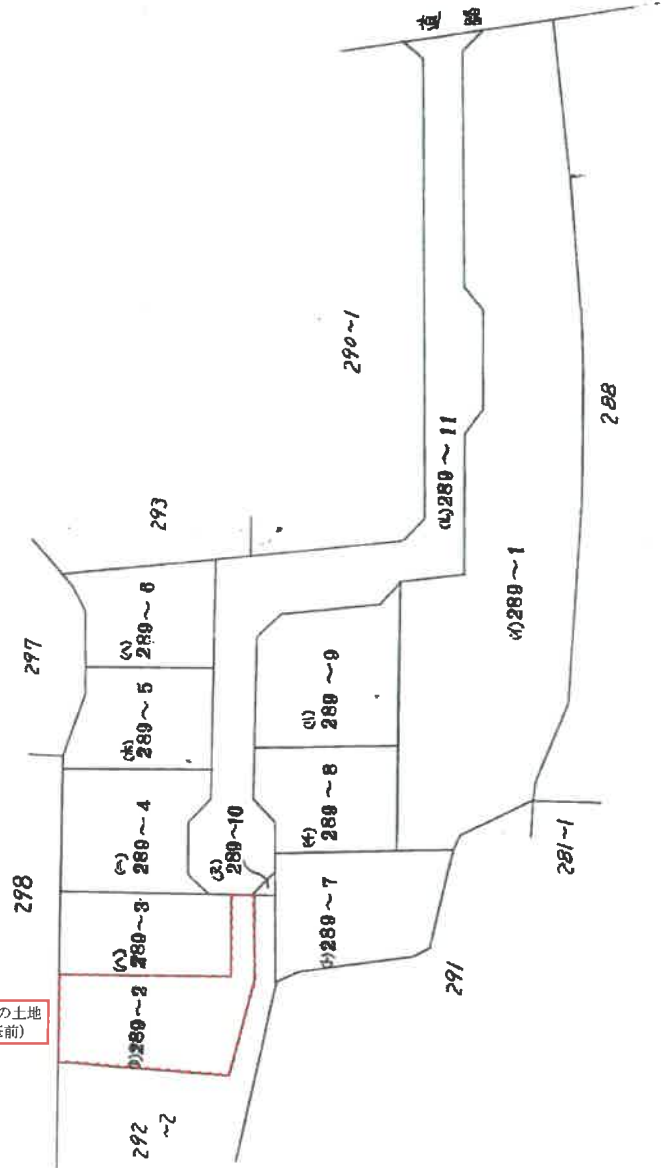
新299

213015

地番 259-1-2-3-4-5-6-7-8-9-10-11

土地の所在 館山市下真倉字引田

物件1の土地 (分筆前)



(千葉土地家屋調査士会 用紙)

縮尺 1 / 500

登記年月日：昭和52年8月26日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和5年5月1日 千葉地方法務局館山支局

登記官

請求番号：10-4 (1/3)

昭和五十二年八月式六日

52.8.26 1/2

作製年月日 昭和52年8月19日

作製者 [Redacted]

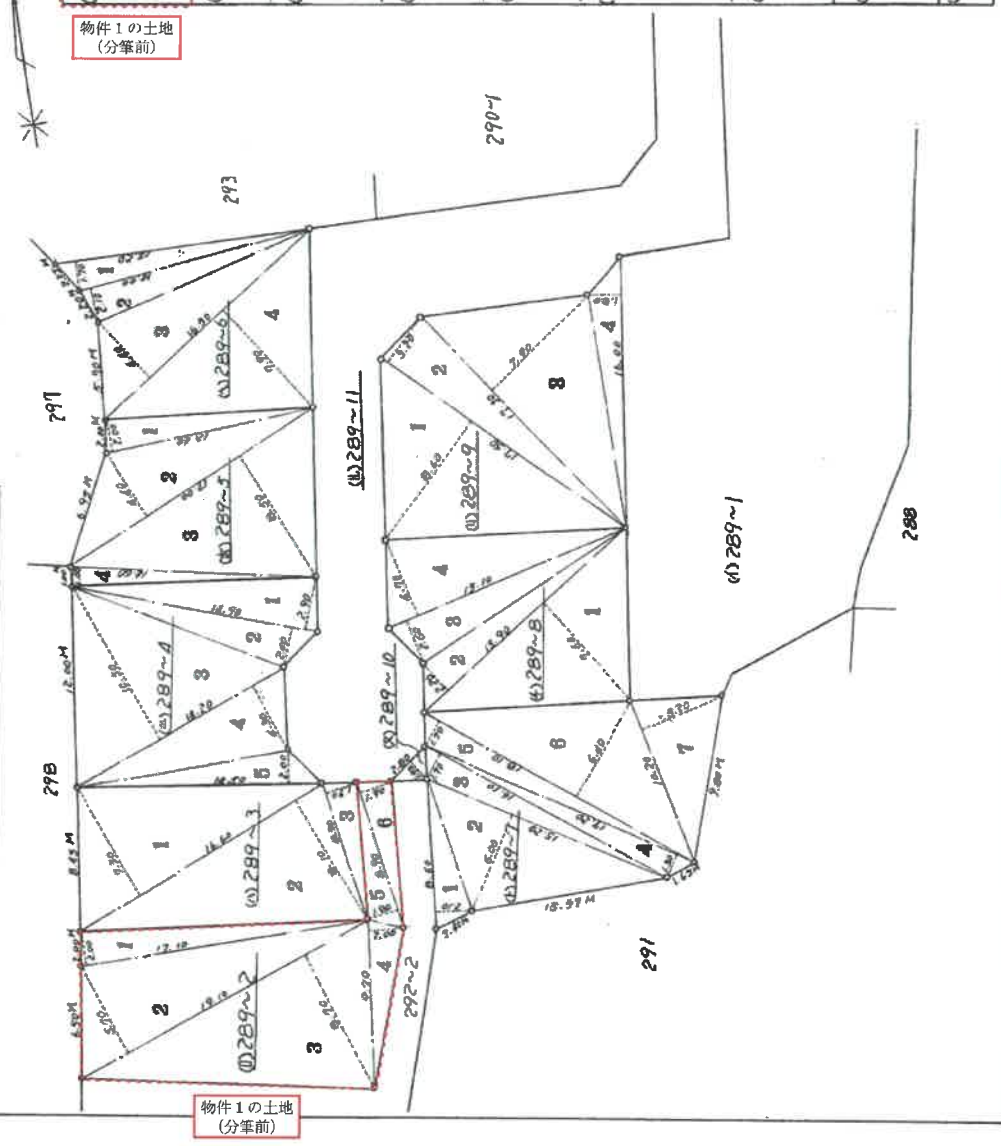
電 話 人 [Redacted]

地積測量図

213016

地番 289-1~289-11  
 (289-2, 289-5, 289-9, 289-10)

土地の所在 徳山市下真倉守引田



求積表

(1)289-1	17.10 X 2.00 = 34.2000
2	19.10 X 3.70 = 70.6700
3	19.10 X 2.00 = 38.2000
4	9.70 X 1.80 = 17.4600
5	5.90 X 1.90 = 11.2100
合計	101.7400 M <sup>2</sup>
(1)289-2	16.60 X 7.30 = 121.2200
3	16.60 X 8.10 = 134.4600
4	8.30 X 1.90 = 15.7700
合計	271.4100 M <sup>2</sup>
(1)289-3	14.90 X 2.90 = 43.2100
4	14.90 X 2.40 = 35.7600
5	14.20 X 10.50 = 149.1000
6	4.30 X 4.30 = 18.4900
7	14.50 X 2.00 = 29.0000
合計	318.1300 M <sup>2</sup>
(1)289-4	12.60 X 2.00 = 25.2000
3	17.00 X 4.40 = 74.8000
4	17.00 X 8.50 = 144.5000
5	14.60 X 1.00 = 14.6000
合計	259.1000 M <sup>2</sup>
(1)289-5	15.20 X 1.70 = 25.8400
3	15.00 X 2.10 = 31.5000
4	16.50 X 7.40 = 122.1000
合計	179.4400 M <sup>2</sup>
(1)289-6	18.60 X 2.10 = 39.0600
3	15.20 X 1.70 = 25.8400
4	16.10 X 1.30 = 20.9300
5	18.10 X 1.70 = 30.7700
6	18.10 X 6.40 = 115.8400
7	10.20 X 5.20 = 53.0400
合計	305.6400 M <sup>2</sup>
(1)289-7	15.90 X 7.60 = 120.8400
3	15.10 X 2.20 = 33.2200
4	15.10 X 2.50 = 37.7500
5	15.10 X 4.70 = 70.9700
合計	262.7800 M <sup>2</sup>
(1)289-8	17.50 X 8.60 = 150.5000
3	17.50 X 3.20 = 56.0000
4	17.30 X 7.90 = 136.6700
5	16.00 X 1.80 = 28.8000
合計	371.9700 M <sup>2</sup>
(1)289-9	2.80 X 1.50 = 4.2000
合計	4.2000 M <sup>2</sup>

(千葉土地家屋調査士会 用紙)

縮尺 1 / 300

登記年月日：昭和52年8月26日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。  
 令和5年5月1日 千葉地方建設局 徳山支局 登記官

登記年月日：昭和52年8月26日

213017

地番 289-1~289-11  
(289-11)  
土地の所在 鹿山市下真倉町

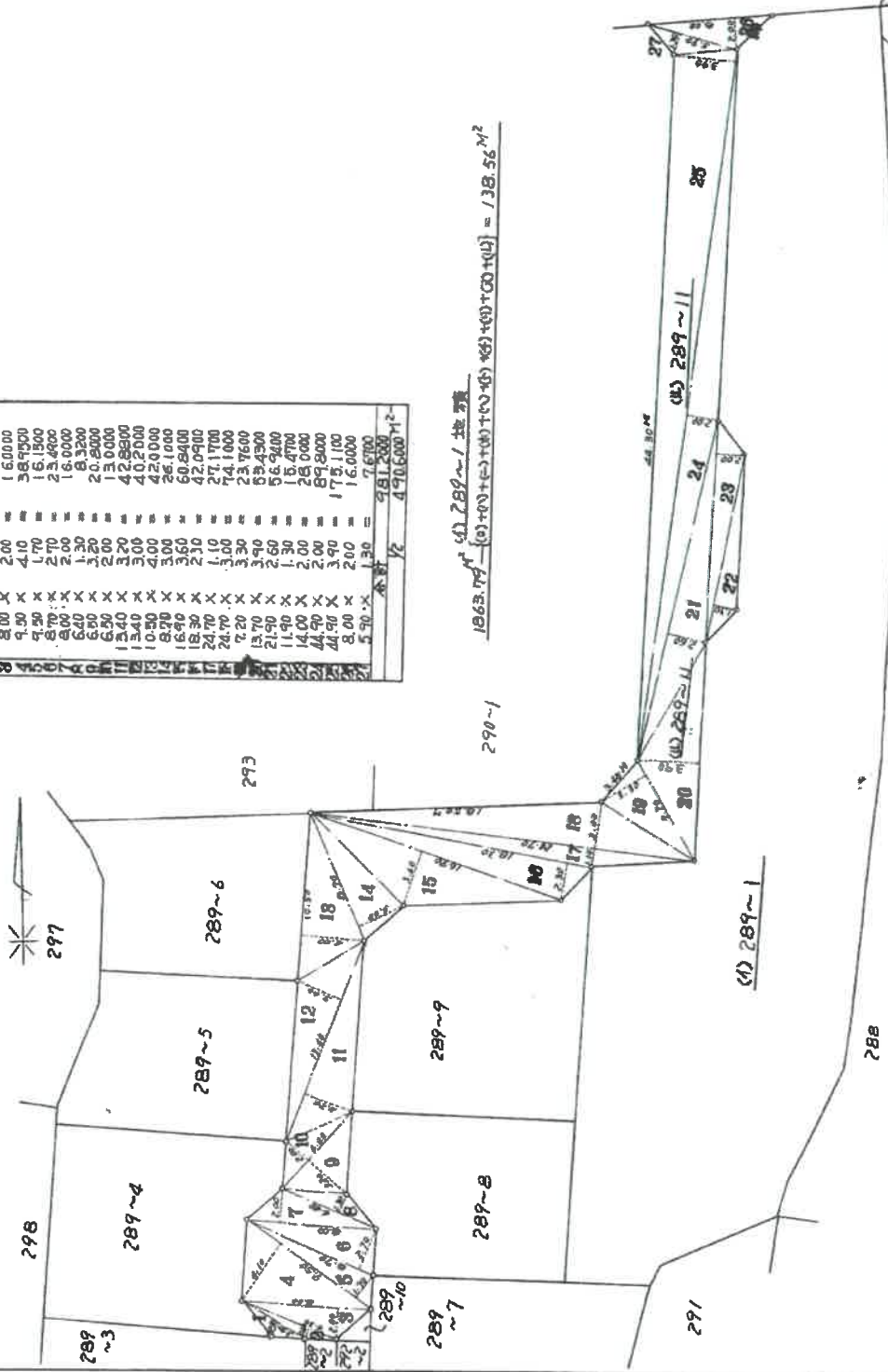
地積測量図

昭和52年8月19日  
製作年月日  
52. 8. 26

製作者

申請人

区画	面積	積算
1	3.50 X 0.90 =	3.1500
2	6.30 X 0.60 =	3.7800
3	8.00 X 2.00 =	16.0000
4	9.50 X 4.10 =	38.9500
5	9.50 X 1.70 =	16.1500
6	8.00 X 2.00 =	16.0000
7	8.00 X 1.30 =	10.4000
8	6.00 X 2.00 =	12.0000
9	13.40 X 3.00 =	40.2000
10	10.50 X 4.00 =	42.0000
11	16.70 X 3.00 =	50.1000
12	18.30 X 2.10 =	38.4300
13	24.70 X 1.10 =	27.1700
14	24.70 X 3.00 =	74.1000
15	7.20 X 3.30 =	23.7600
16	13.70 X 3.90 =	53.4300
17	11.90 X 2.50 =	29.7500
18	14.00 X 1.30 =	18.2000
19	44.50 X 2.00 =	89.0000
20	44.50 X 3.90 =	173.5500
21	8.00 X 2.00 =	16.0000
22	5.50 X 1.30 =	7.1500
23	合計	490.600
24	1863.77 M <sup>2</sup> - (8) + (9) + (10) + (11) + (12) + (13) + (14) + (15) + (16) + (17) + (18) + (19) + (20) + (21) + (22) + (23) =	138.56 M <sup>2</sup>



(千葉土地家屋調査士会 用紙)

縮尺 1 / 300

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。  
令和5年5月1日 千葉地方建設局鹿山支局 登記部



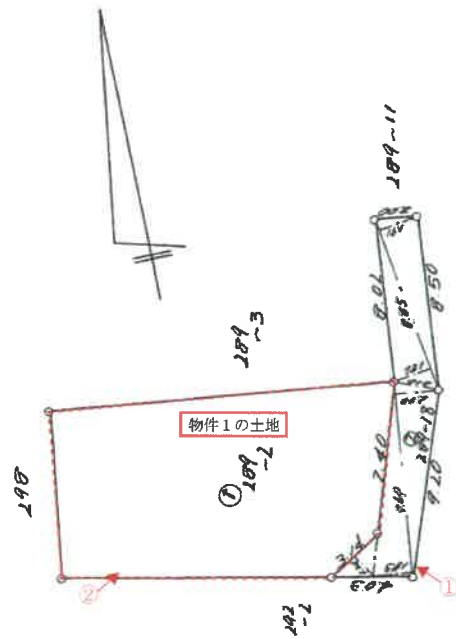
213020

地積測量図

地番 289-2  
289-18

土地の所在 籠山市下真倉字引田

53 10 23



② 289-18  
 $3.14 \times 1.14 \times \frac{1}{2} = 1.938$   
 $9.80 \times (1.93 + 2.00) \times \frac{1}{2} = 18.8640$   
 $8.85 \times (1.81 + 1.91) \times \frac{1}{2} = 16.50545$   
37.47285  
 地積 37m<sup>2</sup>

① 289-2  
 $180.7850 - 37.47285 = 143.31215$   
 地積 143m<sup>2</sup>

物件1の土地 (残地)

(水陸部)

縮尺 1/250

申請人

製作者

(昭和53年10月23日作製)

国土庁地籍部測量課

(注) ←○は写真撮影位置、方向及び写真番号を示す。

(口属規の)

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。  
 令和5年5月1日 千葉県方法務局籠山支局

登記簿



物件1の土地 ①



物件1の土地 ②



令和 5 年（ケ）第 1 8 7 号

令和 5 年 8 月 2 8 日 現地調査

令和 5 年 9 月 1 日 評 価

第 5 0 4 4 号 発行番号

令和 5 年 9 月 4 日 提出日

千葉地方裁判所  
民事第 4 部 御中

## 評 価 書

評価人 不動産鑑定士

井 村 弘 範

## 第1 評価額

物 件 1 の 価 格
金 5 7 0 , 0 0 0 円

## 第2 評価の条件

- 1 本件価格は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて評価するものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	物件目録記載のとおり。		(住居表示未実施区域)
番号	特記事項		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ。

物 件 目 録

- |   |   |   |              |
|---|---|---|--------------|
| 1 | 所 | 在 | 館山市下真倉字引田    |
|   | 地 | 番 | 289番2        |
|   | 地 | 目 | 宅地           |
|   | 地 | 積 | 143.31平方メートル |

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位置・交通	JR内房線「館山」駅の南東方・道路距離約2.5km。 最寄りバス停「青柳」の北東方・道路距離約700m。 (別添「目的物件の位置図」参照)	
付近の状況	戸建住宅のほか空地も多いミニ開発の住宅地域である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域(非線引) 無指定 指定70% 指定200% なし -
画地条件	形状(概ね台形), 地勢(概ね平坦), 接道方位(南・東), 南側間口(約15m), 奥行(約8~9m), 高低差(ほぼ無), 地積は概ね登記(143.31㎡)と同じ。	
接面道路の状況	南・東側私道(特記事項), 幅員(約4m), 連続性(劣), 舗装(コンクリート), 歩道(無), 側溝(有)	
	建築基準法上の種類 位置指定年月日・番号	第42条1項5号 昭和55年1月14日・第16号
	セットバック	不要
	建築の可否	可
土地の利用状況等	物件1…空地(特記事項)。 隣地は, 戸建住宅(特記事項)である。	
供給処理施設 (敷地内までの引き込みを基準に引き込みがある場合を「あり」, 無い場合を「なし」とした。)	上水道 ガス配管 下水道	あり なし なし
土壌汚染等	過去の利用状況及び現況観察から土壌汚染の存在する可能性は低いと推定する。 過去に住宅が存在しており, 取壊済建物の基礎等, 土地利用を妨げる地下埋設物の存在する可能性は否定できない。 周知の埋蔵文化財包蔵地「長須賀条里制遺跡」の範囲内にある。	
特記事項	前面私道は, 朝日興業(株)及び東信興発(株)の所有地である。 取壊済建物の門扉や玄関アプローチのコンクリート等が残存している。また, 現地確認日において門扉付近にカラスの死骸が放置されていた。 南西端部に電柱及びその支線(各1本)が, 北東端部にも電柱の支線(1本)が, それぞれ設置されている。 植栽が繁茂し隣地に越境しているほか, 北側隣地の植栽が対象土地内に越境している。 北側隣地には, 老朽化等が顕著な建物が存している。	

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

目的土地の更地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	更 地 価 格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ=オ
1	16,200	0.5	143.31	—	1,161,000

#### ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査基準地（館山・県－3）

$$\begin{array}{cccccc} \text{基準地価格} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} & \\ 24,800\text{円}/\text{㎡} & \times 99.7/100 & \times 100/102 & \times 100/150 & = 16,200\text{円}/\text{㎡} & \end{array}$$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：道路方位 +2%

◇地 域 格 差：街路，交通接近，環境，行政条件格差等を考慮した。

標準画地は，近隣地域において，土地の概況（間口，奥行，規模等）及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

イ 個 別 格 差：隣接地の状況等（－50%）

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：—

### 2 評価額の判定

前記により求めた価格に，競売市場修正等を施して，下記のとおり評価額を求めた。

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1オ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (万円未満四捨五入,最低価格1万円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	1,161,000	—	1.0	0.7	0.7	570,000
一 括 価 格 （ 合 計 ）						570,000

ウ 占有減価修正：特にない。

エ 市場性修正：取壊済建物の基礎等が残存している可能性があること，道路が会社所有の私有地であること，植栽が越境していること，埋蔵文化財包蔵地内にあること等を考慮した。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 参考価格資料

- ・ 地価調査基準地（館山・県－3）
  - 所 在 館山市上真倉字砂田92番18
  - 価 格 24,800円/m<sup>2</sup>
  - 位 置 JR内房線「館山」駅の南東方・道路距離約2.3km。
  - 価 格 時 点 令和4年7月1日
  - 地 積 222m<sup>2</sup>
  - 供給処理施設 水道
  - 接 面 街 路 東側5m市道
  - 用途指定等 非線引都市計画区域，第1種住居地域（建蔽率60%，容積率200%）
  - 地 域 の 概 要 中小規模一般住宅が多い区画整然とした住宅地域

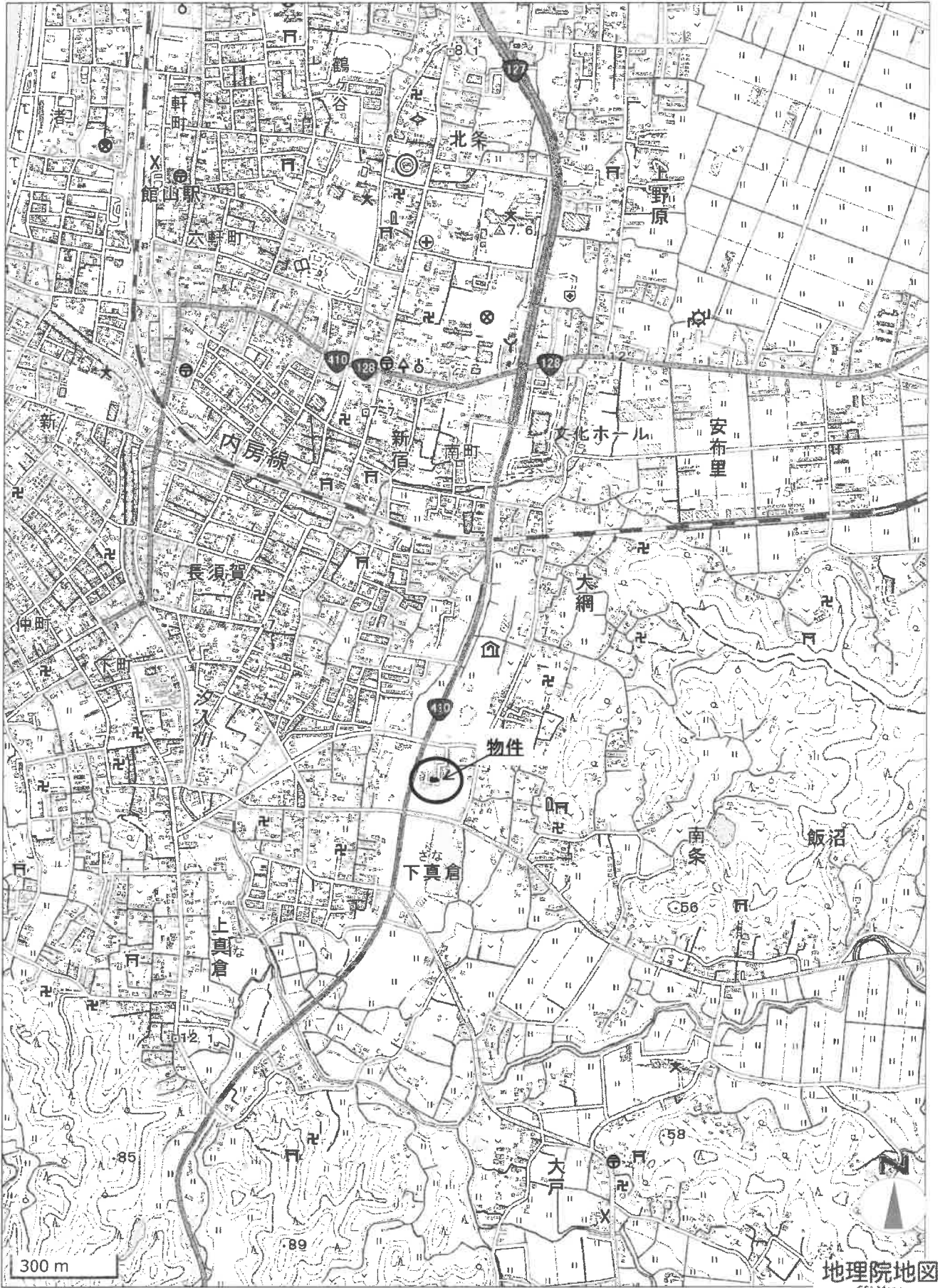
## 第7 附属資料の表示

- 1 目的物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図

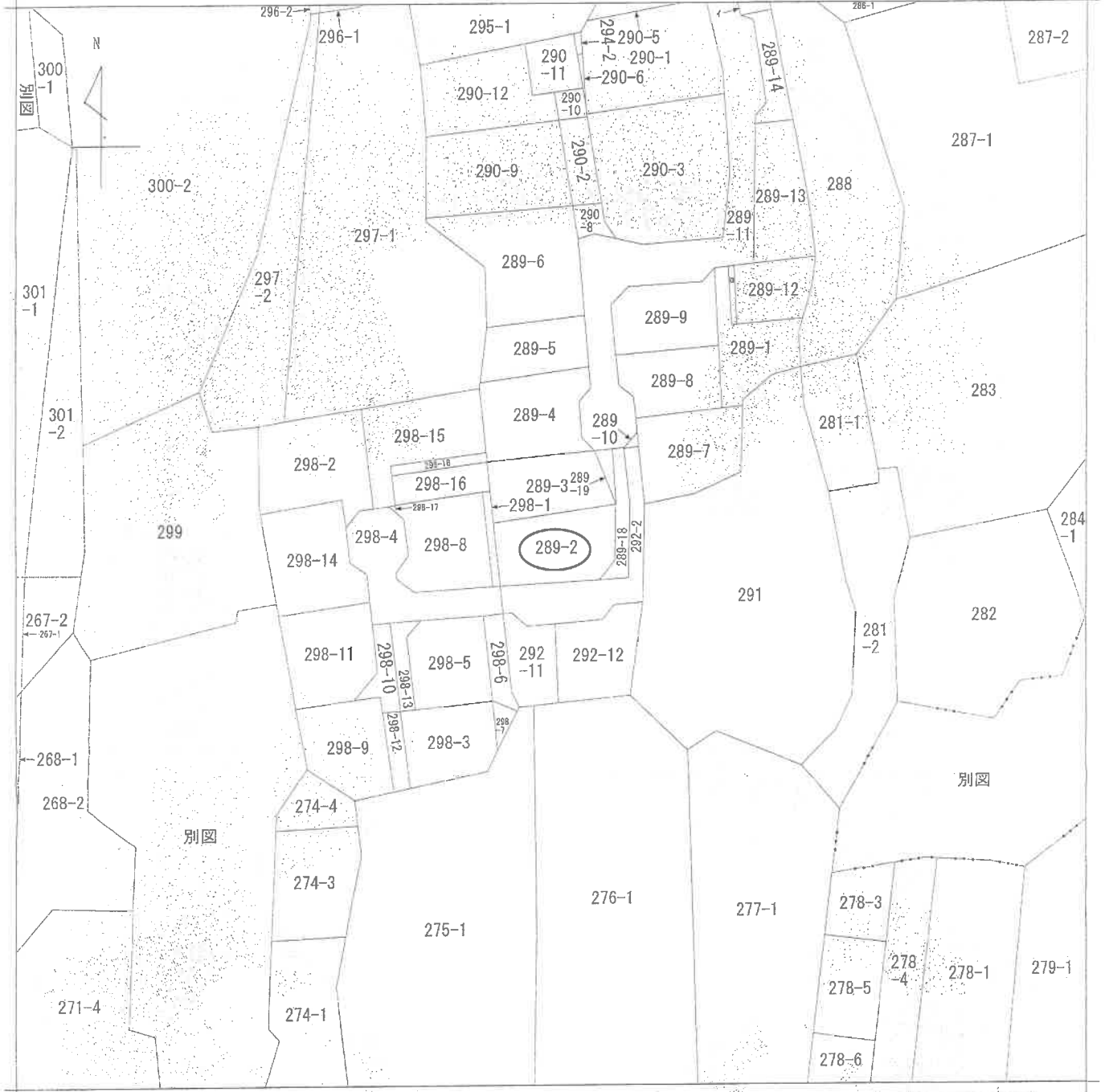
以 上



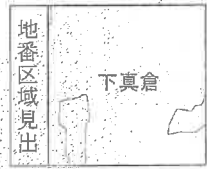
# 目的物件の位置図



f 289-15  
n 289-17



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	館山市下真倉字引田			地番	289番2		
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)	昭和51年11月26日		補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

これはA3サイズをA4サイズに縮小した図面である。

令和5年5月1日  
千葉地方務局館山支局  
登記官

登記年月日：昭和53年10月23日

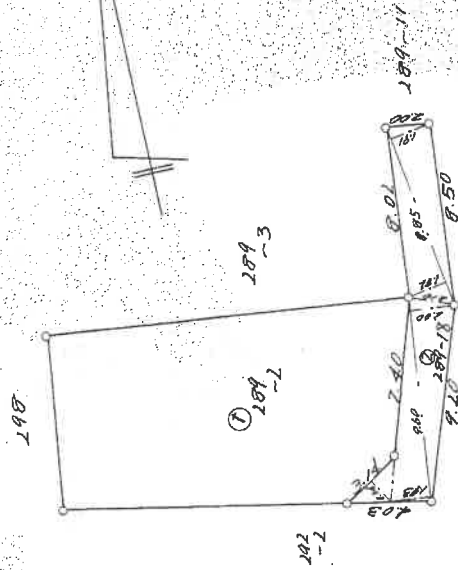
213020

地積測量図

地番 289-2  
289-18

土地の所在 熊山市下真倉字弓ノ田

53  
10  
23



① 289-18  
 $3.14 \times 1.14 \times \frac{1}{2} = 2.1038$   
 $9.60 \times (1.93 + 2.00) \times \frac{1}{2} = 18.8740$   
 $9.85 \times (1.82 + 1.91) \times \frac{1}{2} = 16.5625$   
 $\dots 37.4205$   
 面積 37 m<sup>2</sup>

② 289-2  
 $180.7850 - 37.4205 = 143.3645$   
 地積 143 m<sup>2</sup>

(定価表)

製作者	申請人	縮尺
[Redacted]	[Redacted]	1/250

(昭和53年10月21日作製)  
 (日本土地家屋調査士会連合会用紙)

(日課連9)

これはA3サイズをA4サイズに縮小した図面である。

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
 令和5年5月1日 千葉地方検察庁 熊山支局

登記簿

52.8.26 1/2

作製年月日  
昭和52年8月19日

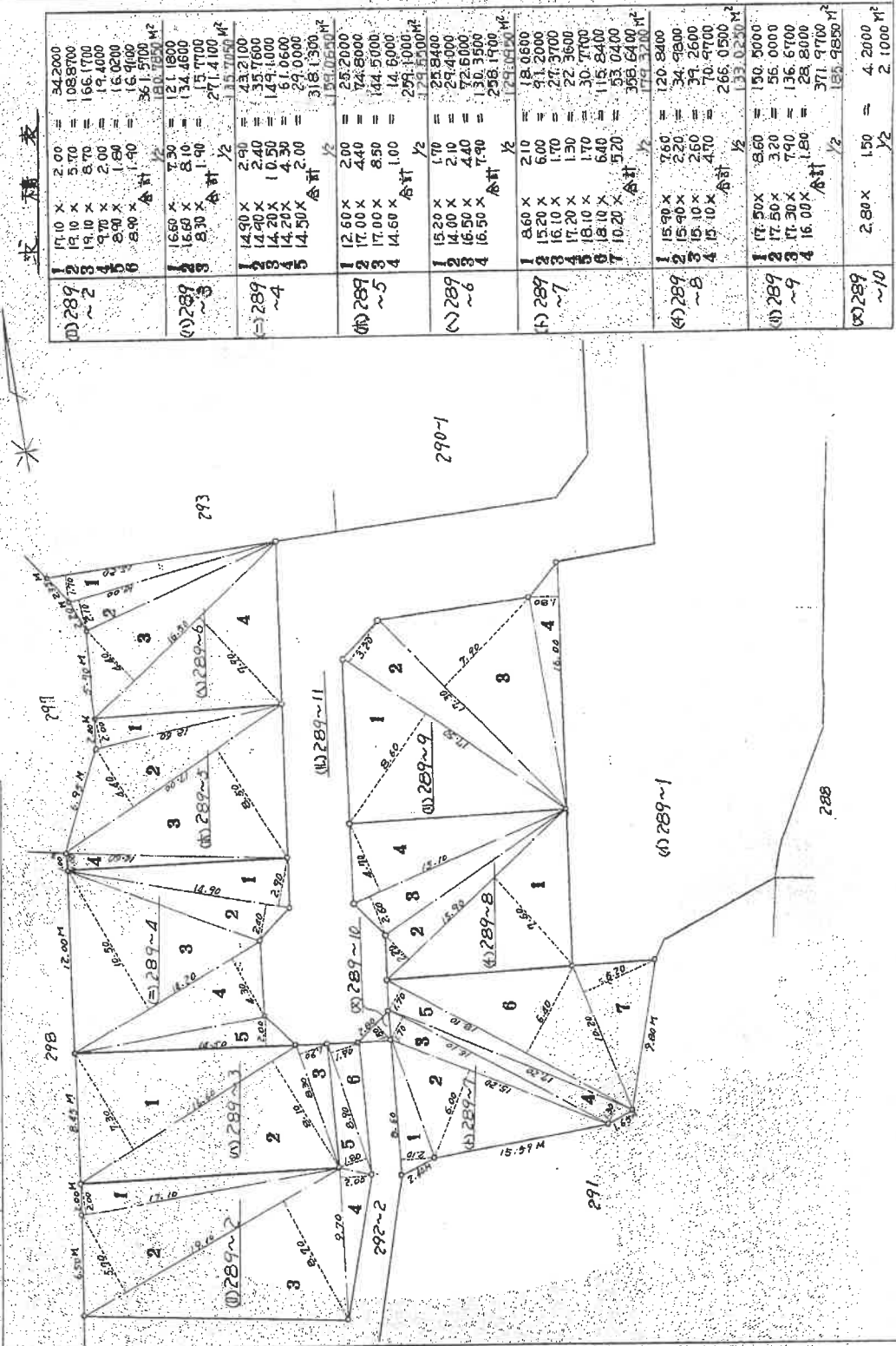
作製者

申請人

地積測量図

213016  
前289  
289-1~289-11  
289-2-3-4-5-6-7-8-9-10-11

土地の所在  
館山市下真倉守引田



求積表

(1)289~2	17.10 x 2.00 = 34.2000
	19.10 x 5.70 = 108.8700
	19.10 x 8.70 = 166.1700
	9.70 x 2.00 = 19.4000
	8.90 x 2.00 = 17.8000
	8.90 x 1.40 = 12.4600
	合計 361.7000 M <sup>2</sup>
(2)289~3	15.60 x 7.30 = 113.8200
	8.10 x 1.90 = 15.3900
	8.30 x 1.90 = 15.7700
	合計 144.9800 M <sup>2</sup>
(3)289~4	14.90 x 2.90 = 43.2100
	14.90 x 2.40 = 35.7600
	14.20 x 10.50 = 149.1000
	14.20 x 4.30 = 61.0600
	14.50 x 2.00 = 29.0000
	合計 318.1300 M <sup>2</sup>
(4)289~5	12.60 x 2.00 = 25.2000
	17.00 x 4.40 = 74.8000
	17.00 x 8.50 = 144.5000
	14.60 x 1.00 = 14.6000
	合計 259.1000 M <sup>2</sup>
(5)289~6	15.20 x 1.70 = 25.8400
	14.00 x 2.10 = 29.4000
	16.50 x 4.40 = 72.6000
	16.50 x 7.90 = 130.3500
	合計 258.1900 M <sup>2</sup>
(6)289~7	8.60 x 2.10 = 18.0600
	15.20 x 6.00 = 91.2000
	16.10 x 1.70 = 27.3700
	17.20 x 1.30 = 22.3600
	18.10 x 1.70 = 30.7700
	18.10 x 6.40 = 115.8400
	10.20 x 5.20 = 53.0400
	合計 368.6400 M <sup>2</sup>
(7)289~8	15.90 x 7.60 = 120.8400
	15.40 x 2.20 = 33.8800
	15.10 x 2.60 = 39.2600
	15.10 x 4.70 = 70.9700
	合計 264.9500 M <sup>2</sup>
(8)289~9	17.50 x 8.60 = 150.5000
	17.50 x 3.20 = 56.0000
	17.30 x 7.90 = 136.6700
	16.00 x 1.80 = 28.8000
	合計 371.9700 M <sup>2</sup>
(9)289~10	2.80 x 1.50 = 4.2000 M <sup>2</sup>
	合計 2.1000 M <sup>2</sup>

(千葉土地家屋調査士会用紙)

縮尺 1 / 300

これはA3サイズをA4サイズに縮小した図面である。

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
令和5年5月1日 千葉地方方法務局館山支局

登記番号